7墨福障第1011号 令和7年8月1日

第1 目的

障害者が自立した生活を営むためには、障害者が就労する施設等の仕事を確保 し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、区においては、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に 当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められて いる。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、区が令和7年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の 推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第3 対象とする物品等

本方針の対象とする物品等は、区が契約によって調達する物品等のうち、消耗品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

第4 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (5) 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体
- (9) 受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する

第5 物品等の調達目標

区は、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

第6 物品等の調達の推進方法

区は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

- (1) 調達に必要な情報の提供 障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報収集を行い、各部局がその情報 を共有できるよう努める。
- (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上 障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑 化のために行う取組みの支援に努める。
- (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の 観点についても配慮することとする。
 - ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
 - イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
 - ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履 行期間及び発注量を考慮するように努める。
 - エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、 性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努 める。
 - オ 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん、仲介する等の業務を行う共 同受注窓口である墨田区福祉作業所等ネットワーク≪ Kai≫ (事務局: すみ だふれあいセンター) を活用し、発注の推進に努める。
- (4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(5) 物品等のPRの推進及び販売機会の確保 区が行う調達に加え、庁舎において障害者就労施設等の自主製品を販売する 移動式ワゴン「スカイワゴン」による週2回の共同販売を実施し、区民等への PRの推進及び販売機会の確保に努める。

第7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針の公表

区は、本指針を作成したときは、区ホームページ等により、速やかに公表するものとする。

(2) 調達実績の公表等

各課は本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に障害者福祉課に報告するものとする。各課から報告のあった調達の実績については、障害者福祉課はその概要を取りまとめ、区ホームページ等により、速やかに公表するものとする。